

IV その他の支援

1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援 ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(4) 徴収猶予及び履行延期の特約等に関する支援

支援内容	<p>津山市への債務に対する各種支払いが困難となる場合、徴収猶予及び履行延期の特約等に関する申請を受け付け、審査を経た上で、徴収猶予等を行います。</p> <p>【対象となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園保育料、幼稚園保育料 ・ 奨学金（返還金） ・ 水道料金、下水道使用料 ・ 市営住宅の家賃（使用料） ・ 生活保護費（返還金） ・ 市税（市民税、固定資産税、軽自動車税）（令和2年2月1日まで） ・ 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料（令和2年2月1日まで） ・ 介護保険料（令和2年2月1日まで）
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活困窮者
申請手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係課備え付けの申請用紙（申請時記入可） ・ 新型コロナウイルス感染症発生前後における減収、減益が確認できるもの（後日提出可）
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：債権管理室及び各担当課（問い合わせ先参照） 津山市山北520（津山市役所本庁舎2階）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
問い合わせ先（申請先）	<p>津山市税務部納税課（市税） （電話）0868-32-2014（令和2年2月1日まで）</p> <p>津山市環境福祉部医療保険課（国民健康保険、後期高齢者医療） （電話）0868-32-2071（令和2年2月1日まで）</p> <p>津山市環境福祉部高齢介護課（介護保険料） （電話）0868-32-2070（令和2年2月1日まで）</p> <p>津山市子ども保険部子ども保育課幼児教育係（保育園保育料、幼稚園保育料） （電話）0868-32-7028</p> <p>津山市教育委員会次世代育成課（奨学金（返還金）） （電話）0868-32-2009</p> <p>水道局業務課営業係（水道料金、下水道使用料） （電話）32-2106</p> <p>津山市都市整備公社 業務推進課（市営住宅の家賃（使用料）） （電話）32-2127</p> <p>津山市環境福祉部生活福祉課（生活保護費（返還金）） （電話）32-2064</p> <p>津山市税務部債権管理室（制度全般） （電話）0868-32-2060</p>
備考	